



第7次 八百津町行財政改革大綱

—— 令和7年(2025年)度 ～ 令和11年(2029年)度 ——



概要版

令和7年3月策定
岐阜県 八百津町

は じ め に

本町では、これまで継続的に行財政改革に取り組んで安定した行財政運営につなげ、着実に推進するための進行管理や基本項目を定めて、各項目別の推進事項に取り組んできました。

この度、策定する「第7次八百津町行財政改革大綱」は、令和7年度から新たに始まる「第6次八百津町総合計画」とスタート時期が重なることから、「第6次八百津町総合計画」に掲げる将来像「安らぎとにぎわいが織りなす やおつらしさを育むまち ～Smiles for Well-Being～」を実現すべく、今後の行財政改革の方向性や具体的な個別改革課題について内容を取りまとめ、町民の皆様のご理解やご協力をいただきながら、「第7次八百津町行財政改革大綱」の取り組みを着実に推進してまいります。

1 これまでの行財政改革の取り組み

町では、財政健全化や業務改善、組織の改革を推進し、町民などが主体となるまちづくりを進めるため、昭和60年度に「第1次八百津町行政改革大綱」を策定以降、40年間にわたり、多様化する行政ニーズに応じた課題や、具体的な取り組みを掲げて、必要な見直しを行いながら行財政改革を推進してきました。

2 行財政改革の必要性

本町を含む地方公共団体においては、地方分権が浸透してそれぞれが主体的に各種施策を実施する時代になりつつあり、業務の内容は多様化かつ複雑化するとともに、今後も人口減少を要因として行財政運営は一層厳しくなるものと考えられます。

そのためには、これまで以上に業務の質の高さや、業務量の最適化を最優先するとともに、組織力や職員の能力向上を図りながら、健全な行財政運営を目指していかなければなりません。

時代が変化することに伴い、町民ニーズも変化している中で、町民の福祉向上を最大の目的としている行政も当然に変化を求められることから、第6次行財政改革大綱を見直し、新たな視点も取り入れた「第7次行財政改革大綱」を策定する必要があります。

3 今後の方向性と基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行など、変化に対応した自主性や自立性が求められおり、持続可能な行財政運営を維持していく必要があることから、限られた財源や人員体制のなかで職員の創意工夫を引き出し、事務の効率化や事業の見直しにより、質の高い行政サービスを低コストで提供して、安定した健全財政を維持できるよう、更なる行財政改革の推進を図ります。

今回策定する「第7次八百津町行財政改革大綱」は、本町の最上位計画である「第6次八百津町総合計画」で掲げた将来像、

「安らぎとにぎわいが織りなす やおつらしさを育むまち ～Smiles for Well-Being～」を実現するための施策を、効率的かつ効果的に実施するための手段として位置付け、これまでの改革を継続して推し進める必要があることから、「第6次八百津町行財政改革大綱」から引き続き、以下の3つの基本項目を設定して取り組んでまいります。

【基本項目】

- I 効率的な行財政システムの構築
- II 町民参画と協働・開かれた行政の推進
- III 財政改革等の推進

4 推進期間

令和7年(2025年)度 ～ 令和11年(2029年)度 【5年間】

5 推進体制等

行財政改革の取り組みは、終わることなく永続的に推進していくものであるため、新たな課題などに的確に対応するため、毎年度、進捗状況や課題を検証して、方向性や方針などを改める必要が生じた場合は、状況に応じて見直しを行います。

本大綱においては、行財政改革における具体的な取り組み内容を「行財政改革項目別推進事項」として定め、これにより行財政改革を着実に推進していきます。

6 行財政改革 項目別推進事項

基本項目 I： 効率的な行財政システムの構築

町民ニーズが多様化・複雑化することにより行政の対応も多様化・複雑化しており、時代に合った行政需要に答えるためのサービス提供が必要です。

また、常に町民ニーズの的確な把握を行い、事務事業の見直しを行っていくとともに迅速かつ的確で満足度の高い行政サービスの提供を実現するために、すべてにおいての効率化が必要です。

組織機構の見直しと定員管理、人材の育成、行政サービスの改善・向上など、効率と費用対効果を勘案しながら、町民満足度の高い行政サービスの提供を目指します。

(I) 組織機構・職員定員管理・給与等の適正化

【推進事項】

- 消防団の再編
- 組織機構の再編と定員管理の適正化
- 時間外勤務の削減

(2) 人材の育成

【推進事項】

- 職員の意識改革
- 職員研修の充実
- 専門職職員の養成

(3) 行政サービスの改善・向上

【推進事項】

- 広報紙の充実
- マイナンバーカードの普及及び利活用の促進
- 行政サービス向上・効率化に関する業務改善の推進
- 行政手続きオンライン化の推進
- 出勤報告・集計作業の省力化
- マイナンバーカードの保有率の維持
- 公民館講座の新規講座の開拓と長期講座化
- 地域公共交通の見直し
- 障がい者の日常生活における利便性の向上
- 介護保険事業の最適化

(4) 文書管理の適正化・電子化

【推進事項】

- 公文書の適正管理と紙文書の削減

基本項目 Ⅱ： 町民参画と協働・開かれた行政の推進

町民の求める満足度の高い行政サービスや町政の実現には、町民が積極的に町政に参画して町民と行政が互いに手を取り合い、まちづくりを進めることが重要であることから、男女共同参画の推進や住民の関心が高まる議会運営などの施策により、町民のまちづくりへの関心を高めて積極的に町政に参画できる環境づくりを推進します。

(1) 町民参画と協働の推進

【推進事項】

- キリン水源の森づくり事業の推進
- 審議会等委員への女性の登用
- 総合型スポーツクラブ(チャレンジクラブ 802) の活動を通じてスポーツの交流人口増加を図る

(2) 議会改革

【推進事項】

- 住民の関心が高まる議会運営(1)
- 住民の関心が高まる議会運営(2)

基本項目 Ⅲ： 財政改革等の推進

安定した行政運営と質の高い行政サービスの提供には、財政が健全であることが基本であり、持続可能な強固で安定した財政基盤を確立するために、抜本的な経費の削減による歳出の抑制と、町税等の収納率の向上による歳入の確保が必要です。

老朽化が進む公共施設の維持管理費等の増大による財政の圧迫が懸念されるため、公共施設再編計画および個別施設計画の推進による歳出の抑制に取り組むとともに、歳入においては、受益と負担の公平性と適正化に基づく町税等の収納率の向上に努めて、健全な財政運営を維持します。

また、本町への移住・定住を推進するとともに農業者への支援などにより、地域活性化に取り組めます。

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

【推進事項】

- 財政健全化の推進
- 財政調整基金残高の維持
- 公共施設再編計画及び個別施設計画の推進
- 地球温暖化対策（温室効果ガス排出量削減）の推進
- 税の公平性の確保と財源確保のため町税の収納率向上【町県民税】
- 税の公平性の確保と財源確保のため町税の収納率向上【固定資産税】
- 負担の公平性の確保と財源確保のため国民健康保険税の収納率向上
- 公営住宅の適正管理
- 住宅料の収納率の向上
- 水道料金の収納率維持向上および滞納額の削減
- 下水道料金の収納率維持向上および滞納額の削減
- 公共下水道の接続推進
- 農業集落排水の接続推進
- ごみ処理量の削減

(2) 地域活性化の推進

【推進事項】

- タウンセールスの推進
- 移住・定住施策の推進
- 認定農業者及び認定新規就農者の育成

